議第82号

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険条例(昭和56年高山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第5条 被保険者が出産したときは、当該被保	第5条 被保険者が出産したときは、当該被保
険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児	険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児
一時金として1件につき <u>40万4千円</u> を支給	一時金として1件につき <u>40万8千円</u> を支給
する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正	する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正
15年勅令第243号)第36条の規定を勘	15年勅令第243号)第36条の規定を勘
案し、必要があると認めるときは、規則で定め	案し、必要があると認めるときは、規則で定め
るところにより、これに3万円を上限として	るところにより、これに3万円を上限として
加算するものとする。	加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高山市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。